

## 補助金調書

補助金名	福岡市認定職業訓練補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 就労支援課(TEL092-711-4326)
交付先	団体	職業能力開発促進法第31条に 定める職業訓練法人		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	職業能力開発促進法に定める認定職業訓練及び認定職業訓練に関する情報提供を 行う職業訓練法人				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	42	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	職業に必要な技能や知識を習得する職業訓練を実施し、もって本市労働者の能力開発 及び人材育成の推進を目的とする。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する 理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 職業能力開発促進法に職業訓練法人が実施する認定職業訓練及び認定職業訓 練に関する情報提供等の業務について、福岡市認定職業訓練補助金交付要綱に 定めている事業費の2分の1以内(予算の範囲内)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件 640 千円	2 件 852 千円	2 件 852 千円	4 件 1148 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業主及び団体に対する広報</li> <li>・資格取得のための事前講習の実施</li> <li>・団体が行う講習の指導及び講師の斡旋</li> <li>・広報資料の作成</li> </ul>				
補助金交付 による効果	本市においては、中小企業が事業所数及び従業員数の大半を占めているが、大企業 と中小企業の経営基盤の強化は依然として大きく、特に経営基盤の脆弱な中小企業に おいては職業訓練等への投資も難しく、人材育成が大きな重要な課題になっている。 このような中、交付先団体は市内中小企業従業員をはじめとした人材育成、能力開発 の推進に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。